

務	00	01	5年
(令和9年3月末まで保存)			

少 安 第 5 1 8 号  
令 和 4 年 3 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県少年警察活動規程を廃止する訓令の制定について

この度、青森県少年警察活動規程を廃止する訓令（令和4年3月青森県警察本部訓令第4号）を別添のとおり制定した。

制定の理由については、下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 制定の理由

少年警察活動に関して、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）によるほか、別途通達により運用することとしたため。

2 施行期日

令和4年4月1日

担当 少年女性安全課 少年対策係

青森県警察本部訓令第4号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
各 警 察 署

青森県少年警察活動規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和4年3月18日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

青森県少年警察活動規程を廃止する訓令

青森県少年警察活動規程（平成19年12月青森県警察本部訓令第23号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。